

第11回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和7年11月4日(火)
開会 15時00分
閉会 15時17分

2. 場 所 伊万里市役所 第3会議室

3. 出 席 14名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	西山 哲	○	8	松永 久美子	○
2	山口 光壽	○	9	湊上 幸雄	○
3	岩橋 重幸	○	10	黒川 博隆	○
4	古藤 大助	○	11	副島 敏和	○
5	中島 一男	○	12	前田 勉	○
6	岩永 純一	○	13	田中 平市	○
7	木須 治紀	○	14	梶原 賢治	○

議事録署名者 5番 中島 一男

14番 梶原 賢治

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	土井 清隆	農地係長	末吉 亜紀
書記	池田 晃樹	書記	仲尾 鴻佑

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第46号	農地法第5条の申請について
議案第47号	農地法第3条の申請について
議案第48号	農地法第3条許可の取消願いについて
議案第49号	農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕について
議案第50号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

8. 報告事項

なし

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>それでは、ただいまより第11回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は5番 中島 一男委員、14番 梶原 賢治委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第46号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第47号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第48号</td> <td>農地法第3条許可の取消願いについて</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第49号</td> <td>農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕 について</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>議案第50号</td> <td>農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>20件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項はありません。 それでは、議事に入ります。 議案第46号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>	議案第46号	農地法第5条の申請について	1件	議案第47号	農地法第3条の申請について	5件	議案第48号	農地法第3条許可の取消願いについて	1件	議案第49号	農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕 について	9件	議案第50号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	20件
議案第46号	農地法第5条の申請について	1件														
議案第47号	農地法第3条の申請について	5件														
議案第48号	農地法第3条許可の取消願いについて	1件														
議案第49号	農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕 について	9件														
議案第50号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	20件														
事務局	<p>議案第46号 24番についてご説明します。 議案は1ページになります。 図面は1ページから5ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が資材置場・駐車場及び進入路として使用するための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第46号 については以上1件です。</p>															
議長	<p>それでは24番について担当委員から説明をお願いします。</p>															
担当委員	<p>資材置場と進入路ということでの申請です。ここは耕作放棄地であったため、今回転用されて良かったと思っています。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>															
議長	<p>24番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請1件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付し、県へ進達します。</p>															

議長	<p>続きまして、議案第47号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第47号 5件について御説明いたします。</p> <p>議案は2ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第47号 については以上5件です。</p>
議長	<p>議案第47号 について議案の2ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第47号 農地法第3条の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第48号 農地法第3条許可の取消願いについて事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第48号 について、御説明します。</p> <p>議案は3ページになります。 今年度の定例農業委員会において、農地法第3条の許可を受けていました。 譲受人から農地としての利用計画がなくなったとして、農地法第3条許可の取消願いが提出されています。</p> <p>議案第48号 の説明については以上です。</p>
議長	<p>議案第48号 農地法第3条許可取消願いについて、議案の3ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第48号 農地法第3条許可取消願いについては許可取消といたします。</p> <p>続きまして、議案第49号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕9件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第49号 農地中間管理事業について御説明します。 議案の4ページから5ページに農用地利用集積等促進計画書を、6ページから9ページに明細書を掲げております。 貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっています。 面積は田が15,240㎡、畑が887㎡で、貸付人9名、借受人6名となっ</p>

事務局	<p>ております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは議案に記載しているとお りです。</p> <p>議案第49号 農地中間管理事業については以上9件です。</p>
議長	<p>議案第49号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕の利用権設定 について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第49号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間 管理事業〕の利用権設定については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第50号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否か の判断について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第50号 について御説明いたします。 議案は10ページになります。</p> <p>1番から20番については所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結 果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断しております。 議案第50号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第50号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断につい て、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第50号 農地法第2条第1項の「農地」に該当 するか否かの判断については申し出のとおり決定し、所有者に対して非農地通 知書を発送致します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。</p> <p>これで第11回農業委員会会議を閉会します。</p>

